

## 特別養護老人ホームながうらの郷 サービス利用者負担料金一覧表

- 利用者負担額＝基本料金＋加算料金＋実費(居住費＋食費＋日用品代等)
- 下記の基本料金と加算料金は、地域区分別の単価(7級地 10.14円)を含んだ金額です。
- 利用者負担額の減免制度などの対象者である場合は、その認定内容に基づいた負担額となります。
- 負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載している居住費及び食費の負担額となります。

利用者負担金 1日分				
基本料金	居室種別	ユニット型個室		
	介護度	1割負担	2割負担	3割負担
	要介護1	662円	1,323円	1,984円
	要介護2	730円	1,460円	2,190円
	要介護3	805円	1,609円	2,413円
	要介護4	874円	1,748円	2,622円
要介護5	942円	1,884円	2,826円	

加算名称	1割負担	2割負担	3割負担	備考
個別機能訓練加算(Ⅰ)	13円	25円	37円	*機能訓練計画に従い、機能訓練を実施し、その効果等について評価を行う場合
個別機能訓練加算(Ⅱ) ※1月あたり	21円	41円	61円	*個別機能訓練計画の内容等の情報を厚労省に提出し、機能訓練の実施に当たって適切かつ有効な実施のために情報を活用した場合
日常生活継続支援加算(Ⅱ)	47円	94円	140円	*認知症高齢者等が一定以上おり、介護福祉士を一定割合以上配置している場合
看護体制加算(Ⅰ)口	4円	8円	12円	*常勤の看護師を1名以上配置している場合
看護体制加算(Ⅱ)口	9円	17円	25円	*基準を上回る看護師を配置している場合
夜勤職員配置加算(Ⅱ)口	19円	37円	55円	*夜間において、基準を上回る職員数に加えて喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している場合
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	基本料金に各種加算・減算を加えた総単位数の8.3%			
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	基本料金に各種加算・減算を加えた総単位数の2.7%			
介護職員等ベースアップ等支援加算	基本料金に各種加算・減算を加えた総単位数の1.6%			
療養食加算 ※1回あたり	6円	12円	18円	*療養食を提供した場合(1日につき3回を限度)
科学的介護推進体制加算(Ⅱ) ※1月あたり	51円	102円	153円	*サービスの提供に当たり必要な情報を活用している場合。
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ) ※1月あたり	3円	6円	9円	*褥瘡発生のリスクを1/3月評価し結果を厚生労働省に提出し情報を活用する場合
排せつ支援加算(Ⅰ) ※1月あたり	11円	21円	31円	*要介護状態の軽減の見込みを1/6月に評価し結果を厚生労働省に提出し情報を活用する場合
安全対策体制加算 ※1回あたり	21円	41円	61円	*外部の研修を受けた担当者が配置され組織的に安全対策を自資する体制が整備されている場合
再入所時栄養連携加算	203円	406円	609円	*病院等に入院し、入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合であって、管理栄養士が病院等と連携して再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合(1回限度)
外泊時費用	250円	499円	749円	*病院等へ入院した場合及び自宅などへ外泊を認めた場合(月6回限度)
初期加算	31円	61円	92円	*入所日から30日以内の期間。30日以上入院後の再入所も同様

実費	居室種別	ユニット型個室	
	居住費	2,010円	
	第1段階	820円	
	第2段階	820円	
	第3段階①,②	1,310円	
	食費	1,500円	
	第1段階	300円	
	第2段階	390円	
	第3段階①	650円	
	第3段階②	1,360円	
その他	預かり金管理	預かり金を希望させられる場合、預かり金の管理に要する人件費・郵送代の費用を負担していただきます。(月700円)	
	理美容代	利用者又はご家族の希望により、理美容サービスを実費負担でご利用いただけます。(参考料金:カット2,000円、カット・カラー5,000円 消費税別)	
	日用品代	利用者の希望により日用品、嗜好品等を購入される場合。	

利用者負担段階	所得の状況	預貯金等の資産の状況
第1段階	生活保護受給者の方	単身:1,000万円以下
	高齢基礎年金受給者の方	夫婦:2,000万円以下
第2段階	市町村員	単身:650万円以下
	80万円以下の方	夫婦:1,650万円以下
第3段階①	前年の合計所得金額+年金の収入額が80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下
	80万円超120万円以下の方	夫婦:1,550万円以下
第3段階②	前年の合計所得金額+年金の収入額が120万円超の方	単身:500万円以下
	120万円超の方	夫婦:1,500万円以下
第4段階	上記以外の方(世帯課税)	

※第2号被保険者は段階に限らず、単身1,000万円(夫婦合計2,000万円)以下となります。